

と思っている。

問 資源ごみ等持ち去り防止に関する条例をつくっている自治体もある。全国的に同様の問題が起こっている。廃棄物処理条例だけでなく、資源ごみ等の収集や運搬の禁止、違反する業者の公表、業者に対する立ち入り検査、持ち去りに対する罰則規定なども作成する必要がある、こういった条例があればと思うが、踏み込んだ対応をする考えはあるのか。

答 罰則を含めた禁止条例に基づき摘発しても、判決で行政側が勝っているケースは少ない。公道の部分に置かれている物について、罰則指定し適用していくということは非常に難しい。今後、警察や検察等、市の顧問弁護士とも協議し、実行可能かどうか検討したい。

問 アルミ缶や新聞紙、また段ボール等、いろいろあるが、資源回収として年間どれぐらいの売り上げがあるのか。

答 平成24年度の新聞紙の搬出量が699トン、1,088万5千円。雑誌類294トン、416万6千円。段ボール436トン、637万5千

円。スチール缶187トンで468万円。アルミ缶143トン、1,536万4千円。

問 ペットボトル120トン、516万8千円である。

問 資源が、市としてどれぐらい回収できているのかホームページで掲載してもらいたいと伝え、数字が公表されるようになったが、どこに何が載っているのか分かりにくい。資源ごみのデータを更新したことなど、ホームページのトップに載せてもらいたい。この資源ごみ回収実績の更新は、いつされたのか。

答 8月に更新し、3週間前も少し丁寧にし、更新したい。

問 ごみの収集に関し、ふれあい収集についての現状は。

答 本市では、高齢者や身体障がい者のみで構成される家庭で、一般家庭ごみ等を指定場所に出すことが困難な世帯を対象に、家庭の玄関先でごみ収集を行い、希望者には声をかけを行うことで安否確認を同時に行っている。平成26年3月現在、ふれあい収集は148軒、安否確認は26軒行っており、昨年同時期に比べい

ずれも増えている。

問 ふれあい収集を希望する場合は、随時受け付けているのか。

答 申し込みは随時受け付けている。

問 月1回の資源ごみの回収時には、朝早くから自治会の方が、市の回収車が来るまで立ち会っている。地域によっては高齢化等が進み、大変である。必ず立ち会うようには言っていないもの、立ち会わなければ、回収できない、ごみも一緒に出されてしまい、その分だけ回収されず、後で処理に困る場合があり、どうしても立ち会わなければいけない状況であるが対策は。

答 少子高齢化により自治会運営にかなりの負担をかけている状況は把握している。また、収集拠点回収で、大きなごみを持つていくのに困っていることも把握している。こういった中、拠点を決めて回収している粗大ごみについては、希望を聞いて収集するリクエスト収集を、現在、市の副部長ワーキングで検討している。

問 無料で資源ごみ等を回収しているが、リクエスト収集となると、有料化も検討する

ということか。

ということか。

答 生ごみについては、有料袋で一部負担していただいている。粗大ごみ等も、今後、有料化を前提とし、リクエスト収集についても検討している。

問 お金を払ってでも、収集場所に立たなくていいように制度を変えてほしいという方と、逆に有料化になれば困るという方もいる。地域を限定した形で2つの制度を併用することは可能か。

答 今副部長ワーキングで検討しているが、1つの収集体系に主眼をおいている。

問 いつ頃を目途とし、検討しているのか。

答 スケジュールも検討中である。収集体制が決まっても、無料から有料に切り替えるに

は移行期間も必要であり、数年はかかると思っている。



持ち去り厳禁カード

一般質問
宇佐美 孝二
(榊原未来)

予算案提出

問 重要案件は、一般会計予算と分けて関連予算を提出できないのか。前提を聞きたい。

答 地方自治法第211条で、地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調整し、市民生活に支障を来たさないように、年度開始前に議会の議決を経なければならぬとされている。また、同第215条は、議会に提出すべき予算とは、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用、この7つの項目が規定されている。様式は、地方自治法の施行規則第14条で定められている。予算案を上程する際は会計ごとにこの様式に調整をしたものを上程することになっている。